

平成 18 年 7 月 18 日

入札参加業者各位

岸和田市

総務部契約検査課

主任技術者、監理技術者の雇用関係について

工事を請け負った建設業者は、工事内容、工事規模、及び施工体制等を考慮し、適正に主任技術者または監理技術者を設置する必要があります。

それらの技術者につきましては、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係であることが必要であり、資格者証または健康保険被保険者証等で確認します。

恒常的な雇用関係とは、一定期間当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事していることに加え、公共工事においては、所属建設業者から入札の申込みのあった日、指名競争に付す場合であって入札の申込みを伴わないものにあつては入札の執行日、または随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日以前より3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 317 号）

平成 18 年 10 月 2 日より、上記の雇用関係があるか、チェックしますので、よろしくお願ひします。

なお、3ヶ月以上の雇用関係が証明できない場合は、技術者の登録ができませんので注意して下さい。